

仕様書

1 業務名

ワールドトライアスロン・パラトライアスロン横浜大会(以下、本大会とする。)協賛セールス業務への事業協力

2 履行期間

契約締結日から令和8年6月30日まで

ただし、契約は単年度契約としますが、業務の履行状況が良好であり契約条件の合意が得られる場合は、最大3年までの契約延長を可能とします。

3 業務内容

(1) 協賛金獲得業務

事業協力者は、本大会への協賛者(パートナー・サポーター)を探し、本大会への協賛金を提出してもらえるよう働きかける。

(2) 各種資料作成業務

世界トライアスロンシリーズ横浜大会事務局からセールスシート用の基礎資料を事業協力者に提供し、それを基に、事業協力者は協賛者を募るための資料を制作する。

(3) セールス調整会議への出席

獲得協賛社のバッティング等を避ける、また効果的なセールスを展開するため、他の事業協力先を含めたセールス調整連絡会議への出席等を行う。

4 協賛金獲得業務の対価

事務局は、協賛金が納入された後、その金額の10%(百円以下切り上げ)を基本とし、協力金として事業協力者に支払う。

5 協賛者の要件

事業協力者が協賛者を募る際の要件は次の通りとする。

- ワールドトライアスロン・パラトライアスロン横浜大会の活動に賛同する企業であること。
- 各カテゴリーにおける協賛メリットについて理解があること。メリットはセールスシートの内容に基づく。
- 暴力団等反社会的勢力と関係を持っていない団体であること。
- Tier2以上の上位カテゴリーについては、1業種1社とする。
- 「横浜市広告掲載基準」に準じ、認められない業種がある。

6 その他

- 業務遂行にかかる費用は、原則、事業協力者が負担する。
- 本仕様書に定めのない事項については、事務局と事業協力者で協議のうえ決定する。
- 協賛者の獲得活動にあたり、協賛の申し出があった場合は、協賛金額、協賛物品、協賛サービスなどの協賛者が提供するものと、協賛者が求める利得(協賛メリット)を聞き取り、事業協力者に報告する。